

平成 19 年 2 月 8 日  
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

# 平成 19 年第 3 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成19年第3回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成19年2月8日(木)

開会 午後1時30分

閉会 午後4時39分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

3 出席委員 藤 本 靖 古 木 光 義  
牧 野 征 夫 小 林 章 子  
大 澤 祥 一

署名委員 小 林 章 子

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	大澤 祥一	教育部長	吉岡 正生
総務課長	渡邊 博	学務課長	島田 文直
指導課長	樋口 豊隆	指導主事	浅野 正道
学校給食課長	佐島 彰	生涯学習課長	府中 義則
体育課長	田中 博	公民館長	宿澤 正則
図書館長	藤田 力		

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 五十嵐 敏行

## 案 件

### 1 議案

- ( 1 ) 議案第 1 号 立川市立学校校長候補者の内申について ( 秘密会 )
- ( 2 ) 議案第 2 号 立川市立学校副校長候補者の内申について ( 秘密会 )

### 2 協議

- ( 1 ) 立川市林間施設条例の一部を改正する条例案について
- ( 2 ) 立川市地域学習館条例案について

### 3 報告

- ( 1 ) 旧多摩川小学校の状況について
- ( 2 ) 中学校の教育課程における実施状況について
- ( 3 ) 小学校での牛乳の違和感について
- ( 4 ) 小学校給食費の滞納状況について

### 4 その他

- ( 1 ) 市民交流大学 ( 仮称 ) の正式名称の候補について

平成19年第3回立川市教育委員会定例会議事日程

平成19年2月8日  
教育委員会会議室

1 議案

- (1) 議案第1号 立川市立学校校長候補者の内申について(秘密会)
- (2) 議案第2号 立川市立学校副校長候補者の内申について(秘密会)

2 協議

- (1) 立川市林間施設条例の一部を改正する条例案について
- (2) 立川市地域学習館条例案について

3 報告

- (1) 旧多摩川小学校の状況について
- (2) 中学校の教育課程における実施状況について
- (3) 小学校での牛乳の違和感について
- (4) 小学校給食費の滞納状況について

4 その他

- (1) 市民交流大学(仮称)の正式名称の候補について

---

開会の辞

藤本委員長 平成19年第3回立川市教育委員会定例会をただいまから開催いたします。

署名委員に小林委員、お願いします。

小林委員 はい。

藤本委員長 お手元にご案内のとりの案件でございます。まず1番議案がございまして、2番協議、3番報告、その他となっておりますが、1番の議案につきましては、議事に入る前に皆さんにお諮りしたいのですが、議案の1、2、これは、ご覧のように校長、副校長の人事に関するものでございます。それで少し条件がございまして、本日午後3時に、教育庁人事部より人事部案が示されることになっております。これを受けて、事務局が立川市教育委員会内申案を作成する作業というのがここで入ってくるわけでございますので、その作業をして、議案として3時以降にこの議事に入りたいと、こういうように考えるわけでございますので、ご了承いただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 したがいまして、本日の議事の進行具合にもよりますが、場合によっては休憩を取らざるを得ないということも出てくるかもわかりません。あらかじめご承知ください。

---

協 議

(1)立川市林間施設条例の一部を改正する条例案について

藤本委員長 それでは、それを除きまして、2番の協議から入らせていただきます。

(1)立川市林間施設条例の一部を改正する条例案について、生涯学習課長、お願いします。

府中生涯学習課長 それでは、協議(1)立川市林間施設条例の一部を改正する条例案につきまして、ご協議をお願いしたいと思います。

先の第2回教育委員会定例会においても同様に、立川市林間施設条例の一部を改正する条例案についてご協議をいただいております。その後市側として条例提案をいたしますので、2月6日に、条例を改正する審査機関として、立川市例規審査委員会が6日に開催をされてございます。その例規審査会では、教育委員会で前回ご協議いただいたことを踏まえまして、一部修正等をしまして、ご審議をいただきまして、2月6日の例規審査会については、一応会としては了承ということの手続きが終わっております。

その後、市長が提案するというので、3月の定例議会でこの条例を提案するという運びになってございます。改めて本日、教育委員会の中で林間施設条例の一部を改正する条例案についてご協議をいただいて、議会のほうに提案する手続きをとりたいということでございます。

それでは、お手元の資料をもってご説明をさせていただきます。お手元に新旧対照表がございまして、それをあわせてお目を通していただきたいと思っております。

第1条に改正をさせていただいたところがあります。第1条中「社会教育」を「生涯学習」に改める、というようなことでございます。生涯学習という領域のほうがふさわしいという意味で改正をすることでございます。

2点目につきましては、第5条第2項中「使用の承認」を「使用」に改めるということで、言葉の整理というようにご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、第7条に次の1条を加えるということで、新しく取消料という考え方を設けてございます。第7条の2でございますが「市長は、使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が使用を取り消すときは、取消料を徴収する。ただし、市長が特に必要であると認めるときは、徴収を免除することができる。」という、新たに条例に規定をすることでございます。

続きまして第8条でございますが、これも言葉の整理ということで、「使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)」を「使用者」ということで、改めさせていただくものがございます。

続きまして、別表の備考第1号中「6月1日から9月30日まで」を「7月1日から8月31日まで」に改める、というようにしてございます。これについては前回にご説明したように、実際に利用されている期間に限定して宿泊棟をお貸ししようということで、改正をしたいということでございます。

最後に附則で、前回の附則では1番しか準備はしておりませんが、内部でいろいろ検討した結果、附則の2を追加しまして「この条例による改正後の立川市林間施設条例第7条の2の規定は、施行日以後に使用の承認を受けたものから適用する。」ということで、取消料を徴収する場合は、この条例の施行日以降の取消からいただきますよという意味でございます。

以上、立川市林間施設条例の一部を改正する条例のご説明でございます。

あわせて、お手元にお配りしていると思っておりますが、立川市林間施設条例施行規則の一部を改正する規則ということでご用意させていただきました。

条例だけでは理解をするには難しい部分がありますので、条例を補足する意味で規則を準備してございます。この立川市林間施設条例施行規則の一部を改正する規則というのは、教育委員会が規則を定めますので、条例が3月の定例議会、最終日が3月16日でございますが、そこで条例が可決できるだろうという判断をしてございます。条例の可決を受けまして、速やかに規則を制定するという運びをとってございまして、この規則については、きょうは説明資料の補足ということでご用意しましたが、改めて、3月16日以降の定例教育委員会、3月22日に開かれる予定の定例教育委員会で、議案という形で教育委員会でご審議いただいて、教育委員会が定めるという形の手続きをとっていきたいというようなものでございます。

条例の一部を改正する条例の中で、ご審議、ご質問等に含めてこの規則を参考にさせていただきたいと思っておりますが、規則の部分をご説明します。前回の教育委員会でもご説明しましたが、きょうご用意した中で、新たに加わったところのみご説明させていただきます。

新のほうでございますが、第4条のところでございます。使用承認の順序というところを

前回のところよりも修正をかけてございまして、「使用承認は、電話申請の順序による。」と  
いうようにしてございます。「ただし、申請が同時のときは、協議又は抽選により定める。」  
ということで新たにつけ加えてございます。前回お渡しした資料ではただし書が漏れてござ  
いましたので、そこをつけたということでございます。

続きまして、第7条の2の使用料の還付というところでございます。使用料の還付につ  
きましては、旧のほうを見ていただきたいのですが、旧のほうではこのような、各号に掲げる  
ものについては還付という手続きで使用料をお返ししております。現在もこの条例を適用し  
てございます。前回も説明しましたが、八ヶ岳山荘の申し込みを現地受付、電話等による  
という改善をしておりますので、基本的には還付という概念は出てこないというのが一般的で  
ございます。

ただし、使用料の還付の第7条の2の新しいほうでは、2段目ございまして、施設の都合  
により使用承認を取り消した場合については、使用料の全額を還付します。これはどうい  
うことかと言いますと、いわゆる管理者の責任でお貸しできなくなるような場合、例えば災害、  
地震等々が宿泊中に、例えば2泊3日でお泊りの方が、1泊目は泊れたのですけれども、2  
泊目は自然災害等でお貸しする状況になくなったということが予測される、そういうような  
場合については、基本的には還付はしないということはおかしいので、還付をしていくとい  
うような規定を改めて定めたということで、前回ご協議いただいたときは還付の規定がない  
ということでいろいろご相談をさせていただきましたが、最終的にこの規定は設けるとい  
うことで、施設の都合ということで、例えば停電があって使えなくなるということもレアケ  
ースですがあり得るだろうということで、規定をしたということでございます。

そして関連でございまして、旧のほうには1、2、3、4ということであるのですが、先ほど  
申し上げましたように、取消料という整備をしましたので、規則のほうで取消料の額とい  
うことを改めて定めてございます。第7条の3で、委任規定に基づく条例第7条の2に規定す  
る取消料、これは教育委員会が定めなければいけないという条文でございまして。次の各号に  
掲げる区分に応じ、当該各号に定める額としております。

(1)としまして、使用日前2日及び前日、2日前と前日までに取消しがあった場合につ  
いては、条例で規定をしている使用料、大人の方であれば2,000円でございまして、2,000円  
の2分の1相当、100分の50を取消料としていただくという規定でございまして。

(2)につきましては、使用日当日に使用の取消しがあった場合は、使用料の全額、2,000  
円を全部取消料としていただきたいということでございます。

(3)でございまして、取消しの届出をせずという、無断でという、連絡も何もなしに、結  
果的には取消というよりも連絡がなかった、お見えにならなかった方ということも同様に、  
全額を、取消料をいただきたいというように取消料の額を定めてございます。

額については、条例に定める額の2分の1、全額というようなこととございまして。

続きまして第9条、利用の制限というところでございまして。条例改正案のほうでは、各号  
が1、2、3、4でございまして。旧のほうについては5号までございまして。(4)番については、

規定からはずすということでございます。伝染病の疾患があると認められる者が使用するときということで、ほかの公の施設についてもこのような規定があるということで、文書課といろいろ詰めてございます。

伝染病、法定伝染病とかの規定でございますが、法定伝染病の方については、施設にお見えになれないというようなことでございますから問題はないのですが、伝染病の疾患があると認められる者ということで、一般的には今、感染病という問題が言葉ではあるのですが、伝染病ではございません。したがって、感染病の方についてはお貸しできないかというケースがあれば、ケースバイケースで判断をしていくのですが、基本的にはお貸しができないだろうと思っておりますが、それで(4)「その他施設の管理上支障があると認められるとき。」ということで、このような対応ができるということで文書法政課と協議をしたものでございます。

この(4)が残っておりますと、社会的には差別に、医学的な問題で差別というような概念が生まれてしまうのではないかなというような検討をしてきた結果、(4)をはずしまして、新しく、その他施設の管理上支障があると認められるとき、ということで整備するということでございます。

以上、条例の補足説明の規則ということでご説明させていただきました。よろしくご協議いただきたいと思っております。

藤本委員長 ありがとうございます。前回に引き続いてのご報告でございますので、ただいまの報告について、何かご質問、ご意見ございますか。前のご質問とご意見、挿入されている部分もあろうかというように思いますが。はい、小林委員。

小林委員 施行規則の第7条の取消料のことなのですが、原則的には行ったところで使用料を支払うということですから、行く前に取消しをしたときに、取消料を払う場合はどういう形で支払うのか。

あと、3号のところには、取消しの届出をせずに使用しなかった場合ももちろん使用料は必要なのですが、それを支払うのにどういう方法で支払うのかということをお聞きしたいと思っております。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 取り扱いについては現在詰めているところでございますが、取消料を徴収するということについては、取消しが市側に連絡がある場合もありますが、現地というようなことになりましたが、そこで取消しされた方の連絡先を全部把握してございますので、それに基づいて、規定どおり取消料をいただきたいという文書を行政側が相手方に通知をします。そのときに納付書を同封して、お近くの金融機関に納付をしていただきたいというような手続きをとらせていただきます。

(3)については、お見えにならなかったということでございますから、当日までわからなかったということで、翌日以降、その方が申請をしておりますので、現地のほうで住所、氏名は全部把握しておりますので、同じように納付書をお送りしまして、金融機関に払い込ん



でいただくというような考え方を持っています。

藤本委員長 よろしいですか、小林委員。

小林委員 はい、結構です。

藤本委員長 古木委員。

古木委員 規則の一部を改正する規則、いま生涯学習課長さんに読んでいただいた一番最後の第9条、あらたに、新のほうは「伝染病の疾患があると認められる者が使用するとき。」、これを削除されたのですが、時期的にこの夏場の時期で下痢と吐き気があって、ノロウイルスによる集団感染が心配なようなことがあるのですね。そういうのは、(4)のその他施設の管理上支障があると認められるときに含めてしまうと、こういうお考えでしょうか。

藤本委員長 生涯学習課長、お願いします。

府中生涯学習課長 従前の規則は、伝染病というような言葉を定義してございます。今ご質問の場合は、ノロウイルスというような形でご質問がありましたが、伝染病ではございませんで一種の病気で、この方たちが、仮に施設に申し込みがあったということはなかなか把握することは難しいのでございますが、基本的にはそのようなことが把握できる状態であれば、管理上支障があるというような判断で、利用を制限させていただくということはあるかと。ただ、現地で、あってはいけないことですがノロウイルスが発生したとか、食中毒が発生したというようなことについては、管理者の責任として緊急対応するというようなことで、場合によってはこの方には施設から出ていただくということもあるかもしれませんが、そのようなときについては、その取消しというよりも還付という問題がどうなるかということで、ただ、事故の責任ということになれば、還付の概念は該当しないのかなというような、事務的な見解は今そういうように持っています。

藤本委員長 古木委員。

古木委員 そうすることで拡大解釈されるということで、伝染病ではないですけども感染症、広い意味での伝染性のある感染症ですから心配ですけども、一応そういう拡大解釈であれば、人権を考えたうえでの差別をしないということでの改正でしょうから、それでしたら管理者の内規というか、心得みたいなものをやはり書いておいて、管理する方によく気配りしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 古木委員さんから大変貴重なご意見をいただきました。管理者の責任の中で、このような感染をするような病気が発生したとか、また、そういうようなことが判明することがあれば、管理者の厳重な管理の下で約束事を、心得みたいなものは整備しておいたほうがいいかなというように思っております。大変ありがたくご意見として承りたいと思います。ありがとうございました。

藤本委員長 ですから、伝染病はもちろんのことお断りしますが、感染症みたいなもので心配なものは、新しい(4)で対応できますよと、こういう解釈でよろしいですね。

府中生涯学習課長 はい。

藤本委員長 ほかになれば、この件はよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 これからまた議会のほうに提案するというごさいますので、この場では、報告を受けて協議をしたということで、これは終わらせたいというように思います。

---

## 協 議

### (2) 立川市地域学習館条例案について

藤本委員長 つぎ、(2) 立川市地域学習館条例案について、生涯学習課長、お願いします。

府中生涯学習課長 協議事項の2点目でごさいます立川市地域学習館条例案についてということで、ご協議をお願いしたいと思います。

これも林間施設条例と同様に、第2回の定例教育委員会でかなりご意見をいただいてごさいます。そのご意見を踏まえまして、先ほど申し上げました例規審査会のほうの議案としてご審議をいただいたものでごさいます。きょうお示ししたものは、ご意見等を踏まえて、一部改正に手直しを入れたもので、例規審査会のほうでは内容的に特に問題ないということでご了解をいただいております。これもあわせて3月の定例議会に市長提案ということで、定例議会のほうに議案として提案をして、ご審議いただく運びになってごさいます。

それでは、きょう配付した資料のほうから、修正をした等々を含めてご説明をしてみたいと思います。前回の教育委員会ではいろいろなところに対して大変貴重なご意見をいただきまして、それを踏まえて改正をしてごさいます。

お手元の条例のところ、特に前回の資料に手を加えたというところでごさいますが、第9条、使用料のところでごさいます。使用料のところについては、前回の改正案の中では、使用をする際に徴収する。地域学習館がきょう利用日だと。その利用日の前にお支払をいただいて、鍵を渡してご利用していただくというような、利用者へのサービスの一環としてそのようなことを考えてごさいました。その部分はさらに内部でいろいろ調整をして、協議をして、ご意見等踏まえた結果、第9条の2でごさいますが「前項の使用料は、使用の承認をする際これを徴収する。」従前は、使用する際ということでごさいます。今度は使用の承認という言葉でごさいます。現在はすべて公の施設は使用承認書を発行してごさいます。

この地域学習館条例の施行日は10月1日からになってごさいます。4月から9月30日まででは従来の公民館という名称で施設が残っておりまして、公民館の廃止はこの10月1日、この条例が整備されると同時に廃止するという規定でごさいます。そういうことがごさいまして、6ヵ月間は公民館施設として利用いただく。したがって、事務手続きは従来どおり9月末日までは、承認の際にこれを徴収するということが市民も混乱しないし、また実務上も公民館施設ということで、従前の方法ということでこういうふうに、再度協議した結果、改めたものでごさいます。

続きまして第10条でごさいます。使用料の減免。かなりご意見をいただいております、わかりづらい等々というご指摘をいただきました。まさにご意見のとおりでごさいまして、

内部で詰めさせていただきまして、第 10 条の規定が「市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、使用料を減免することができる。」という規定に改めさせていただきました。前のご協議いただいた資料には、次の 1 つに該当すると各号を列記していたようなものがございます。他の公の施設の減免の規定と整合性を図るということの必要性がありましたので、議論をいろいろ詰めまして、ここについては第 10 条はこういう表記で留める、条例上はこの表記で留めるというようにしてございます。

基本的には、この減免の対象となる団体等の規定は規則で定めるということに改めまして、他の公の施設と同様の手続きをとりたいということでございます。お手元に「立川市地域学習館条例の施行規則制定に向けた方向性について」、参考資料でございますが、たたき台というものもご用意させていただいております。

これで 2 ページ目に減免団体という項目を書いております。現行の公民館条例の規定では、施行規則上の規定は特にございません。条例でこういう団体は減免するという 2 項目があるだけでございます。基本的には公民館条例の規定のそういう条例で規定しておりますが、地域学習館条例においては、他の公の施設と同じように、わかりやすく書くということで、施行規則で整理をしようという考え方でございます。

そういう中では、減免団体の規定につきましてはここに書いてあるように、立川市社会教育関係登録団体や学校教育法第 1 条に規定する学校等々、そして市内の公共的団体、官公署というところについては、他の条例を参考にして減免団体にしていこうという考え方は持っております。わかりやすく申し上げますと、社会教育法の適用除外になる施設となりますので、地域学習館は類似施設と見た場合は学習等供用施設が極めて類似施設になるだろうと。学習等供用施設については、施行規則で定めておりまして、学校教育法とか社会教育関係団体とか、そういう規定に改めていきたいと、そういう規定をしたいということでございます。

これも林間施設条例と同様に、ご承認いただきましたら、改めて教育委員会に施行規則の議案の提案をしていただいて、ご議論、ご意見をいただきたい。その前にきょう条例の説明でございますので、たたき台レベルでご説明をさせていただいたということで、そのようにご理解をいただきたいなと思っております。以上、第 10 条につきましてはそれで終わりたいと思います。

続きまして条例の第 11 条、使用料の還付というところでございます。これについては従来どおり、使用料の還付はしないということでございますが、先ほどご説明した林間施設と同様に、施設管理者の都合、施設の都合上でお返しする場面が出てきます。特に停電などがあるのかなと思いますので、市長が特別に認めた場合は還付するという取り扱いでございます。

続きまして第 12 条が新たに変わったところでございます。目的外使用の禁止ということで、新たに条例を整備したのですが「使用の承認を受けた者は、目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。」ということでございます。従来の公民館条例では、使用の権利を譲渡はしてはならないという規定がございましたが、条例整備上、目的外使用の禁止等というひとつの考え方で、第 12 条でただし書のこの考え方で条例の整備は可

能だろうということで、文書法政と整理した結果、目的外使用の禁止等に権利を譲渡してはいけませんよという規定で新たに設けたということで、これで整理をしたということでございます。

続きまして附則になりますが、附則の 1 でございます。「この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。」という規定を設けております。

この関連で 2 号がこのような規定になります。「立川市公民館条例は、廃止する。」1 号を受けて、10 月 1 日から施行したことに伴って立川市公民館条例は、廃止するという規定になるそうでございます。

3 につきましては、施行日前にこの条例による廃止前の公民館条例の規定により行われた立川市公民館の使用の申請若しくは承認又は納付された使用料、公民館の施設、9 月 30 日までで手続きをとってあるものは、施行日以後の使用に係るものは、この条例の相当規定により行われたものとみなすということで、10 月 1 日以前に使用の承認、使用料の払込等々については、10 月 1 日以降の手続きと同様の取り扱いとするという附則で定めているものでございます。以上、変更があったところをご説明させていただきました。

あと、お手元に添付されている別表第 1 でございますが、公民館と書いてあったところを全部学習館に変えて、特に一番上ですが、これは中央公民館と書いてございましたが、柴崎学習館というように名称の変更を定めたと。

その別表第 2 についての施設の区分でしょうか、講堂、会議室、そして使用区分、午前、午後、夜間、全日、使用料等については、すべて公民館条例をそのまま適用するというところで変更がございません。

最後のページに備考が書いてございます。ここについても記述については基本的には変更がございませんが、(4) のところでは、名称が変わったので柴崎学習館、錦学習館という名称の変更をさせていただいているというようなことでございます。備考の修正については、条例の改正案からははずすという手続きだそうで、書いてございます。

あわせて次の資料でございますが、施行規則制定に向けた方向性について、たたき台をもう一度お目を通していただきたいと思います。この考え方で改めて議案として教育委員会の定例会でご審議をいただく予定でございます。条例を議決を受けてから速やかにという考え方でございまして、林間施設条例は 3 月 22 日というように予定はしているのですが、この地域学習館条例の施行規則の制定のタイミングにつきましては、現時点では 3 月 22 日にご審議をいただくかどうかはまだ不確定でございます。

その理由でございますが、この条例の改正は 10 月 1 日ということでございます。10 月 1 日から改正をすることによって、地域学習館の規制緩和をするということで、サービス向上を望む、そういうようなことを図ってございます。10 月 1 日からすでに規制の緩和で、例えばの話ですが、個人利用ができるとか、いわゆるバザーができるとか、そして平日の夜間とか土曜、日曜もサービスを提供しますというような、規制緩和にむけたサービス拡充を考えてございます。このときに地域学習館だけがサービス向上をしていくという考え方がござい

ますが、ほかの公の施設、例えば体育館施設の問題、女性総合センターの貸館の問題、そういうものがすべて地域学習館条例の改正に伴って規制緩和をするという必要性が出てくるだろうと思います。そのときにサービス時間の提供等々については、まだ所管部署との協議が整ってございません。

したがって10月1日から公民館、いわゆる地域学習館が土曜、日曜日も業務を、サービス提供をしていく、夜間10時までサービス提供をするというようなことをしますと、女性総合センターは現在サービス提供をしてございません。それと、やはり市民からの意見が出てくるだろうということがありまして、この施行規則を地域学習館単独で決める場合は、他の機関との調整をしてから、他の機関がどうするんですかという調整をしない限りは、市全体としては問題があるだろうというのは事務局で認識しております。したがって、3月22日に調整が終われば問題ないのですが、もう少しお時間をいただく可能性があるために、3月22日の定例教育委員会ではご審議いただけない可能性もあるということで、場合によっては4月以降にずれ込むということを事前に、きょうの段階でご報告、ご相談申し上げたということでございます。

それを前提にこの規則改正のたたき台についてご説明をさせていただきます。

1番の基本的な考え方は大事なところなので読ませていただきます。地域学習館条例の施行規則を考えるにあたっては、あらたな施設への転用であるという本旨を踏まえつつも、市民サービス面からみた施設利用にあたっての継続性の観点から、公民館条例施行規則の条文に必要な修正を行うかたちで作成を行っていくこととする。現在は公民館条例施行規則がございます。これを基本的にはやっつけていこうと。条例も同様なのですが、そういうことでつくっていききたいという考え方を述べてございます。

2点目が大事なところでございまして、地域学習館の施設使用手続きについては、転用後数ヶ月遅れて稼働が予定されている生涯学習情報システム、転用は10月1日でございます。生涯学習情報システムは現在開発に向けて業務を分析しているところでございますが、10月1日から数ヶ月遅れて稼働ができるだろうということで準備を進めております。その結果、生涯学習情報システムにより、使用の手続きにつきましては大きく変わっていく可能性があります。転用とシステム稼働の期日のずれから、転用後しばらくの間とシステム導入後でのあり方が大きく異なることが想定されます。先ほどご説明しました施設の使用時に使用料を払うということと、使用を承認するときに払うということの、そのずれがこういうことに顕著に出てきます。このため、施行規則についても、システム稼働を視野に二段階での対応を図ることとし、当面、転用直後の使用のあり方を前提とした規則を制定し対応するとともに、その後、システム構築にあわせ、システム稼働後の使用のあり方を前提にしたものに規則改正のかたちで対応することとする。

簡単に申し上げますと、10月1日からシステムが稼働するまでの間は、規則を改正をして対応しますが、例えばの話ですが、3ヵ月後にシステムが稼働するというように確定をして、それに伴うサービス向上を図るということになれば、先ほど申し上げましたほかの施設との

関連もございまして、改めて規則の改正をしなければならないだろうということで、今回ここで、10月1日に条例改正をしていくご審議をいただく中では、10月1日からしばらくの間、3ヵ月かその程度ということかもしれませんが、その期間に対して規則を制定させていただきたい。その後はシステムの仕組みによってサービスの変化がございます。特に体育施設などは仕組みが、大きくサービス提供のあり方が変わりました、女性総合センターも変わっていきます。それで規則をそのところで変えていきたいということで考え方を整理したものです。そういう意味で、2点目の転用直後における施行規則制定に向けたおもな変更点ということでこれが考え方でございます。

既にご説明をしているものがございます。使用の申請は、従前2ヵ月前だったものを3ヵ月からにしましょうということでございます。一般団体については2ヵ月。個人の利用をできるようにしますので、1ヵ月前からということでございます。これにつきましては、システムと直接連動しなくてもサービスが提供できるということで内部で決定しておりますので、10月1日からはこの使用の申請の変更点は適用するという考え方がございます。

続きまして使用申請ができる者、公民館条例では規定がございません。規則にも規定がございません。地域学習館条例の施行規則の中で定める予定ですが、該当年度の4月1日現在で満15歳以上に達している者についてはお貸ししますよと。いわゆる高校生相当年齢以上の方にもご利用していただくということで、新たに規定をするということでございます。

続きまして使用日数でございますが、従来から5日間ということで公民館のほうは取り扱ってございました。施行規則にはないのですが、地域学習館施行規則で原則として5日までとするという規定を設けました。

続きまして管理上必要な条件でございますが、条例の第5条のほうに、管理上必要な条件ということで明記しております。管理上必要な条件というのはどういうことかと言いますと、基本的には、公民館の例で申し上げますと、部屋を借りるときにパネルを使いたいというような団体があったときは、「自分で運んでください」というような、管理上にそういうようにご協力をいただくというようなことがございます。整理整頓はきちっとしてくださいとか、そういうような手続きがございます。公民館の備品を職員が運ぶということもありますが、使用者自らがきちっとお願いをしたいというようなこと、そういう等も含まれて、管理上の必要な条件ということで施設管理者が利用申請者にお願いするということがあり得るので、この言葉を明記したということでございます。

続きまして使用の承認でございますが、これについては、システムが稼動することによって動いていくという考え方がございますが、基本的には使用の申請と使用の承認のところが同じようにリンクされるのですが、使用の承認は申請の順序によるというのが一般的でございます。ただ、同時申請があった場合は協議又は抽選ということでございますが、コンピュータシステムが入れた場合については、上の減免団体は全部抽選という行為になりますので、こういう問題はあまり発生はしないだろうと。ただ、2ヵ月前、1ヵ月前でご利用される場合については、システムでは抽選しませんので、同時申請が場合によってはあり得るというよ

うなことで規定をしてございます。

条例第6条の承認できない要件の中で(4)「その他不相当と認めるとき」について、以下のように明確化をしていきたいということでございます。これも説明しておりますが、営利目的については、貸さないという規定でございます。2点目は、特定の宗教を支持している活動というのはお貸しできない。3点目でございますが、これもご議論いただいておりますが、勧誘行為を伴う政党活動を目的とする使用はお貸しできない。そして最後ですが、地域学習館活動を阻害すると認められる行為を伴う使用はお貸しできないというように規定をしていきたいということでございます。

減免団体は先ほどご説明をしておりますのでご理解はいただけるのかなと思っております。

最後の箱でございますが、公民館運営審議会が9月30日をもって廃止をさせていただきますので、地域学習館条例などは審議会を規定しないと。前回お話を申し上げましたが、地域学習館の運営に関する附属機関をどうするのだということでございますが、現時点では、社会教育委員の会議に改めて公民館運営審議会の経歴をお持ちの方に社会教育委員の委員として任免をお願いをして、そして地域学習館活動、施設管理については、公民館の考え方を十分理解をしている委員さんに委員としてなっていて、対応していきたいなという考え方でございます。

最後になります。3番目で、生涯学習情報システムの稼働後に対応する必要がある主な項目ということで、現時点で整理できたものです。1つ目は、施設使用にあたって、事前の利用者登録制度を設けることへの対応。基本的にはシステムで施設をご利用する事務手続きになってございますので、社会教育関係団体が現在登録されていますが、改めてその登録制度とは別に、施設を利用する団体等については登録制度をつくらなければ無理だろうという考え方でございます。登録をされてない方がきょう来て、きょう使えるということはあり得ないということで、個人の場合については当日、指定当日利用するというのもできるのですが、個人においても個人登録というような制度を考えないと難しいかなというようなことがありますので、これは改めて整理できた段階でご説明をしていきたいなと思います。抽選に入るというような方は事前登録制度ということで、誰でも申し込みできるよということではないというようなことの取り決めをしていきたいということです。

2点目でございますが、施設窓口での施設使用申請ではなく、インターネット、いわゆる情報システムによって申請が変わることを対応していかなければいけない。自宅のパソコン、携帯電話、そして施設に設置する利用者端末機、設置する施設は、地域学習館は全部設置しますが、すべての施設では現時点では考えてございません。そこで施設申し込みがすべて情報システムから申し込んでいただくという基本的な考え方を持っておりますが、そういうものが使いづらい、使えないという方については、窓口できちっとサービスを提供する、いわゆる支援をするという事務的なフォローはきちっとするという大前提でございます。それでサービスの形態が変わるということでございまして、このような対応がございまして、

3点目は、申請の方法のひとつとして、システムによる抽選予約の制度を設けることへの

対応と。1番でご説明しましたが、システムで3ヵ月前から予約ができる登録団体はすべて抽選としています。抽選はだいたい10日ぐらいで終わるだろうと思っています。したがって、3ヵ月前の20日間は一般の利用は入ってきませんので、市内の社会教育関係団体は、20日間に限っては、自分が好きなところを全部自分の活動日に入れられるという、優先枠をとっているということで、このような考え方があるということでございます。

最後ですが、無断キャンセルなどへの対応のためにペナルティを設ける必要があるということで、施設の抽選で当たったのにもかかわらず、無断でキャンセルするという団体、現在は無料でございますので、そのようなケースが発生するだろうと予測されます。この場合については一定のペナルティを課して、そのようなことがないようにという助言指導をするためにそのようなペナルティを、市民または関係各種団体、市民団体の理解が得られる範囲内の中でのペナルティの規定を設けたいなというように思っております。最初は助言指導というような形から、それでも2回目やった場合は1ヵ月貸さないとか、何か考えるという仕組みがあるのかなということです。

以上、施行規則の考え方について事前にご審議をいただくために、きょうご説明をさせていただきました。以上でございます。

藤本委員長 大変詳しく説明していただきました。今のお話でわかると思いますが、これも先ほどの林間施設条例の一部改正と同じような形で、このあと審査会を経て市議会のほうで条例を決定し、しかる後に規則を教育委員会にて決めていくと、そういう流れになるのかなと思います。それはどちらの条例も同じ形でございますね。

府中生涯学習課長 そうです。

藤本委員長 そして、その条例から規則のところへいきますと、いろいろな他の関連施設との関係が、調整等がございますので、いま詳しく説明していただいたことについて皆さん、何かご意見、ご質問等ございましたら伺います。

はい、牧野委員。

牧野委員 出発しないとどう変化していくのかというのが見えるような見えないような、非常に難しい部分ですけれども、たたき台のほうの1ページの管理上必要な条件というところがありますけれども、これは動いてみないとわかりませんけれども、管理規定のようなものを設けて、各使用者が気持ちよく利用できるようにしていくための規定であるというように考えられますけれども、例えば15歳に達している者についての条件が入っていますけれども、これはなければいいのですけれども、音に対する問題が出てこないかなと。楽器類の搬入等が、もちろんありますけれども、それに対する音への、騒音の問題はどこでどういうようにやるのかなということが心配なのですけれども、この規定に入るか入らないかよくわかりませんけれども、その辺はどうでしょうか。

藤本委員長 公民館長。

宿澤公民館長 ただ今のご質問ですけれども、公民館は現状におきまして楽器等を使える部屋が限られておりまして、システム化になった場合におきましても、その辺の使える部屋を



明確に表示し、使用上、ご利用者に不便あるいはご迷惑がかからないような形でのものを必要とするのかなど、そのように思っています。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 公民館長から現状のそのような対応をご説明させていただきましたが、牧野委員さんからご質問をいただいたように、管理上の問題、特に音楽、音の問題というのが出てきてございます。また、青少年の居場所として広くご利用していただくということで、それをまた制限するというのもいかなものかという難しさがあります。社会教育委員の会議の中で同様の意見が出てきてございまして、施設の改修をしたらいいんじゃないですかというようなご意見が出てございます。例えば音が漏れないような施設をつくったら、各館に1個ぐらいというような意見が出ています。

まさにそのとおりでございますが、現状の施設の中で地域学習館を青少年の利用に供したいということを大きな目的にしておりますので、公民館長が申し上げたように、施設の管理上どういうように工夫ができるのか、または利用者には一定のご理解をいただく、青少年の居場所として利用する場面があるので、同時に使われている人たちにもご協力をいただくとか、そういうような仕組みといたしますか、市民の協力も得るといことも大事だろうと。

したがって、15歳以上の青少年が身近な地域学習館でグループ活動、音楽だけではない形で使えるような仕組みづくりが一番大事だなと思っております。施設の改修等は予算が伴うものでございますので、前向きには考えていきますが、是非そういうようなことで、一つ一つ、できることから対応していきたいというのが現時点での考え方でございます。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 今のでわかるのですけれども、必ず私はそういうものが出てくると。一般利用者もしくは騒音という形の中で付近の家々からも、そういう不満が必ず出てくるだろうなということもあると思います。そのときになってやるというよりも、できるならば、これは費用の関係がありますけれども、一部屋ぐらいは騒音防止のような、そういう部屋を各館に1つ3つぐらいは設置しておく、しておいてあげることによって、青少年のそういう活動にも寄与できるのではないかなという気がしたものですから、検討を是非お願いしたいなと思います。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 大変貴重な意見でございます。転用後、利用される形態がどういように変化するかということ踏まえながら、予算的な措置が可能かどうかを含めて、市民から喜ばれる施設として、青少年から喜ばれる施設として、知恵を絞っていきたいなと、以上でございます。

藤本委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

藤本委員長 また規則についてはこちらにお話が帰ってくることになるというように思いますので、何かありましたらこの場を借りて、多少文言等気になったりするようなところもご

ございますが、その辺でまたご説明させていただきたいと思っております。ありがとうございました。  
以上で2番の協議(1)(2)については終了いたします。

---

## 報 告

### (1) 旧多摩川小学校の状況について

藤本委員長 3番の報告に入ります。

(1) 旧多摩川小学校の状況について、総務課長、お願いします。

渡邊総務課長 それでは、旧多摩川小学校の現状と現状の活用方法、それから今後の計画等についてご報告をさせていただきます。

お手元にきょうお配りさせていただいた資料が「たまがわ・みらいパークの活用について(中間報告)」ということで、これを協議している運営協議会のほうから提案をされた内容になっております。これは事前に教育委員の皆さんにお断りを申し上げますが、この資料は明日の運営協議会に、それから2月20日の地元ないしは市民に対して報告をしていくということになっておりまして、それに先駆けまして委員の皆様にご報告をさせていただきますので、きょうは、申し訳ございませんが、このご報告が終わったあと、この資料は一旦こちらに戻させていただきますので、よろしくご了解をお願いしたいと思います。

なお、2月20日にはすべての市民を対象として公開をいたしますので、その後、正式なものについては後日配付をさせていただくということで、よろしく願いいたします。

まず、この「たまがわ・みらいパーク」ということで、名称が旧多摩川小学校ということではなく、「たまがわ・みらいパーク」という名称に今後変更して使っていくということで決まっておりますので、是非その辺はよろしく願いをしたいと思います。

まず、これまでの経緯としまして簡単に、旧多摩川小学校は平成16年4月に統廃合されまして、旧南富士見小学校に新生小学校として新校として設立するということが決定いたしました。

正式に旧多摩川小学校が学校としての機能ではなく、現在の活用方法となったのは平成17年4月からということになっております。同年の5月に、市民で組織されます計画等検討市民委員会というものを立ち上げまして、平成18年5月までその委員の方々に協議をして、ある程度のアウトラインというものを決めてまいりました。

その後、平成18年5月29日に、現在の旧立川市立多摩川小学校運営協議会という形で運営についての検討をする委員会が設立されました。この委員会のメンバーは公募の委員が6名、旧多摩川小学校の活用検討委員会、従前の委員会のメンバーが3名、それから、子ども21プラン推進協議会から推薦された委員が3名、それと行政、立川市のほうから5名の委員が選出されまして、この運営協議会というものを立ち上げまして、概ね現在10ヵ月、今後の旧多摩川小学校の活用について協議が行われているという現状でございます。現在も協議をしております。これが簡単にこの運営協議会の立ち上げまでの経緯となっております。

合計17名の委員によりまして、基本提言というものが平成17年12月8日になされてお

ます。その基本提言のコンセプトといたしましては、独創的なプログラムと大きく自由に発展せしめる運営形態の創設のもとに、子どもたちを中心に様々な人が集い、楽しみながら学びあって未来を築くすてきな場所、誰もが気軽に立ち寄れる場所というようなコンセプトを提言いたしまして、この旧多摩川小学校の活用をこのコンセプトに沿った形で具現化していくというような形で運営委員会で現在も検討をしております。

2 ページ目をご覧いただきたいと思います。これが今後平成 19 年度、今行われている運営協議会を今度また公募等の委員を入れまして、さらにたくさんの意見を取り入れられるようにということで公募等もかけまして、企画運営委員会という、真ん中の四角にある委員会を今年度中にできるだけ立ち上げていくということになっております。そして行政としましては、あくまでもこの旧多摩川小学校の活用方法は協働という形でいくという、こういう施設等も含めまして、立川市では初めて協働というものの考え方を取り入れ、またそういう方法をとってやっていくということの施設というように位置づけております。

やはりいくら協働と言いましてもチェックをする機関がなければまずいということで、この枠の外に協議会ということで第三者のチェック機関、これはメンバーにつきましては公募市民、学識経験者、こういう方々に、協議会を設立いたしましてチェック機関としていくということでございます。

それから、この企画運営委員会というものについては、将来的にはNPOの法人化などとして自立していくのだという形で運営していくという方針を立てております。現在まだそこまではなかなかいきませんので、この企画運営委員会につきましては、先ほど申したとおり市がバックアップをいたしまして、公募等をして、それから現在の協議会のメンバーもある程度入れ、それで 19 年度からスタートを切っていくという考えでおります。

それから 3 ページ目につきましては、この企画運営委員会が今後どういう役割をしていくのかということが書かれております。まず 1 つとしてプログラムの管理、会計、備品管理、渉外事務、広報、ボランティア登録・管理、このような役割を担って、なおかつ運営をしていくという形で提言がされております。

それからあと、先に申ししてしまいましたが評議会等を設置もしていく。それから、市民だけではこういう運営組織を運営していくのはなかなか難しいということで、現実にはコーディネーターといたしまして、現在もある程度コーディネーターとしてご協力いただいておりますが、市民活動センター立川というところの方をお願いをして、コーディネーター役をしていただいております。今後につきましても、コーディネーター役はやはり必要であろうということを考えております。もちろんこれは正式にNPO法人として立ち上げればコーディネーターは必要ない。自力でやっていくということになるかと思っております。

あと、この企画運営委員会を中心としまして、その中で特にプログラム、このプログラム管理というものがなかなか難しいし、このプログラム管理がうまくいくか、いかないかによってこの施設の利用価値というのはずいぶん変わってくるというように考えておりますので、このプログラムにつきましては、直営のプログラムをやっていくところ、それが実行委員会。

それから公募プログラム、これは市の広報等を通じまして公募していくという形のプログラムで、二本立てを考えているということでございます。

それから5ページをお開きいただきたいと思います。これは施設・設備の管理ルールということで、この運営委員会の中、それから今後につきましても施設につきましては、教育委員会の私ども総務課が当面の間は管理者という形になっておりますので、この運営委員会に對しましては、この利用時間、休館日、鍵の管理、防火防犯、安全管理等々のものにつきましてはこちらから要求をいたしまして、「こういうことはやっては困ります」というようなこともこちらから申しまして、それに従っていただいているという形になります。事務的なスペースにつきましては裏面に見取り図等がありますが、ここを拠点としてやっていくという形で考えておるといことです。

6ページにつきましては、備品購入、修繕箇所ということになっておりますが、これは平成18年度で市の予算といたしまして概ね100万程度予算をつけまして、購入した備品と改修した場所となっております。なお、備品等につきましては、企業からの寄付等も受けているということでございます。もちろん一般の方からも寄付を受けているということです。それから改修につきましては、市と協議会のほうで話し合しまして、私ども総務課のほうとしましてもまず何からというような、限られた予算の中ではまず第一はということで、これは市民の方々からも利用する方々からも、やはりトイレを是非最初に改修をしてもらいたいという要望がきまして、1階のトイレを改修しております。あと、冷暖房とか雨漏りの修繕等を行ったということでございます。

7ページ目、これはプログラム実施に関するルールということで、プログラムの実施、それから経費、報告義務、各教室の使い方というようなことをルール化して、今後こういう形でやっていくということの方針が出されております。ただ、この辺につきましては手探り状態ですので、現実にやっていって相当変更等、また改善等もしていかなければいけないというように協議会のほうでも話し合っておりますので、この辺については、今は暫定的なルールという形でやっていく予定です。それからプログラムの実施についての提案事項としましては、この中でやはり現在、体育館、校庭等につきましては、体育課のほうで学校開放授業をしております。これにつきましては、どう今後整合性をとっていくのかという、もちろん学校開放につきましてもこれは地域の方々の利用がほとんどですので、この辺の使い方とこの運営委員会でやっていくプログラム、こことの整合をとってうまくやっていくということが今後の課題というように思っております。

それからあと、今後なのですが、平成19年度から事務局といいますか、市の主体的なプログラム等、構成等を運営していくのは、子ども家庭部のほうの子育て推進課というところが主管になって行っていくということです。ですから、あくまでも運営については子ども家庭部、施設の管理については教育委員会というように、やはり行政のほうはどうしても二本立ての形を19年度につきましてもとっていくということでございます。

簡単でございますが、たまがわ・みらいパーク、要するに旧多摩川小学校の活用について

の現状と今後につきまして、中間報告という形で協議会のほうから提言をされましたので、ご報告をさせていただきます。

藤本委員長 何かご質問ございますか。中間報告という形で、教育委員会としての窓口は総務課になっているようでございますが。はい、牧野委員。

牧野委員 この性格が今一つ明確になっているようでいないようで、非常に使いみちの問題があるのですが、特にプログラムの部分、プログラムの部分で実施している様子をちょっと外から眺めさせていただいたりするのですけれども、今、一つの準備段階というように考えていけば、あの程度で終わってやむを得ないかなという気持ちもありますけれども、もう少し、施設があれだけあるのですから、頻繁に活用できるようなプログラム化をやはりやるべきだろうなというように思いますし、もっと学校の児童が、あそこは生徒は行きませんので、だいたい児童がほとんどだと思えますけれども、その児童の集合状態を見ても、やはり今一つどうなのかなということが、それはプログラムによってだろうかなというように思いますけれども、その辺のところの問題。

それから、市としての施設・設備は教育委員会、内容については子育て推進課というような、分割していくことでどうなのかなという、これは施設管理の問題がありますからそういう形になっているのだと思いますが、将来的にはもっと違った形でいってほしいというのが、子どもだけではなくて、もっと大人も入れるように、先ほどNPOの話がありましたけれども、NPO集団がここへ入っている、もしくはアートプログラムの中ではA棟の4階のところあたりの使いみち、例えば立川市は美術の街としても名を上げていますので、若手の美術のメンバーを育てるといふ、応援するという意味でも、そういう若手の画家とか彫刻家とか、そういう連中を集めて制作させるような場に与えとか、いろいろな方法があるだろうと思いますので、検討を是非お願いしたいなと思います。

藤本委員長 総務課長。

渡邊総務課長 それでは、私が答えるのは少しおかしいとは思いますが、今まで私もこの委員会に出ておまして、その雰囲気的なものはある程度感じ取っている部分もあります。その中で、やはりこの旧多摩川小学校は、提言書の中で基本コンセプトが子どもを中心とした施設として活用していくことこの提言がなされ、市としてもそうやっていくというようなことでやっておりますので、今後につきましても、大人の方の使い方というものについては、もちろん企画運営は、19年度からは運営委員会というところと子ども家庭部のほうで行っていきますので、その辺の考え方の中で、やはり施設のもっと有効利用という中では大人もという考えはあるかもしれませんが、やはりこの基本提言書のコンセプトは貫くと。特に子ども21プランの具現化する場所ということで市としても位置づけておりますので、その辺はもちろん今後検討ということで、課題として、私も委員としてまた委員会に出たときにはその辺の提言といいますが、教育委員の意見という形で提言をさせていただこうというように思っております。

それから、教育委員会が施設、子ども家庭部のほうが企画運営ということの二本立てとい

うことは、現在も旧多摩川小学校として教育委員会の財産としてなっておりますので、これは正式にこの旧多摩川小学校をこの運営委員会が正式に動かして軌道に乗れば、これはもう学校施設、教育施設ではないというような形になっていきますので、そうなりますと財産処分という形で行っていくことになると思います。そういう形にできれば教育委員会の施設管理ということではなく、この運営委員会のほうで施設管理も含めてNPO法人等に、法人化を目指しておりますので、すべてやっていただくというような形にいかがかと。

ただ、この辺については財産処分をいたしますとここは国の補助をもらっておりまして、その補助金を返還する、しないというような問題もありまして、現在も、また来年度につきましても、まだ暫定利用ということで利用していると。これが本格利用になりますと先ほど私が申したとおり、財産処分をしていかなければいけないという形になりますので、そうすると補助金の問題とか、いろいろな問題が発生するということも考えられるということです。藤本委員長 そういういろいろな絡みを考えていくと、教育委員会は、ぱっと手を引くわけにはなかなかいきませんね。絡んでいればその返還などの問題もいろいろ考えます。

はい、教育長。

大澤教育長 私もその財産の管理の部分が一番心配なのです。国のほうの財産処分の許可を得るための今手続き中だということならしょうがないのだけれども、これは実態的には教育委員会から離れているような状況の中で、いつ何が起きるかわからないわけです。やはり教育委員会が責任をとるということになると、やはり一刻も早く所管をきっちりすべきだろうというように思うのですね。たぶん立川市は公共施設全部にかけている総合施設賠償責任保険、たぶんそれは入っているのだと思うのだけれども、あそこで活動する子どもたちの事故、傷害だとか、そういうものについての保険は運営形態がはっきりしてから考えるよと言っているのだけれども、そういう責任を負わされる可能性があるのですね。ですから、財産自体の帰属についてはそういうような事情があるのならばやむを得ないにしても、そこで活動する子どもたちの事故、それについてのやはり保険なり何なりというのは、早急に対応してもらいたいなというように思うのですね。

それともう一つ、統廃合するときのマスタープランをつくるときに、地元の意見として子どものための施設という意見が非常に多いので、現在はその流れに沿ってきているのですが、ただ、それ以前から教育委員会としては教育センターをつくってほしいと。それで、中学校の校長会等からの要望等でも、統廃合した学校の跡施設を当面そういう子どもが利用できるように、予定があるのですね。現在教育サポートセンターがありますね。サポートセンター、これは準備室だから、行く行くの究極の目的は教育センター的な機能を持ったものが現在のサポートセンターの準備室というように考えているのですね。そうすると、現状のこの図面の中でサポートセンターをつくと足りないわけです。やはりスペース的にもこれを拡大をして、他のスペースに加えて、教育センター的な最終的な目的を達成させたいなというように考えているのだけれども、その可能性があるのかどうか。

それともう一つ八小の科学センター、これは総務課長にも部長にもお話ししたけれども、あ

そこも相当希望者が多くて狭隘になってきている。ということでこの多摩川小の跡地も使いたい、これが一番いいだろうというようなことでこの前話をしたのだけれども、現状の運営協議会の考え方の中で、一番最後にありますね、各施設、あそこに、学校ですから図工の準備室だとか理科室だとか、そういうものがあるのですね。例えばB棟の1階には図工準備室、図工室、理科準備室、理科室、家庭準備室。科学センターをやるにはこのままの施設を使える状況にあるのですね。あと、そういう実験ばかりではなくて、講義的な科学センターの活用という場合にはA棟の3の普通教室等があるのだけれども、これの現況の中でもって、科学センターを使える運営協議会の許可といいますか承認をいただければ、科学センターをここで、現状で展開できると考えていいものではないでしょうか。

心配なのは、B棟の1階の図工準備室、図工室がスタッフルーム、どうも、改造してしまって事務室だとかスタッフのための居場所として、改造した計画のようなのでね。そうすると科学センターをもって行って、いろいろな、何かを作ったりだとかという、そういう部分というものがつぶされてしまうのではないかなという気がするのだけれども、ちょっとその辺のところが見えないのですね。科学センターとしても、協議会が「じゃあ、センターがいっぱいあるので、共同でお互いに使ってみましょうよ」、「どうぞ使ってください」というようになっていただければ一番ありがたいのだけれども、そういうようなことができるのかどうかということ。

それから図工室のところ、科学センターがもし使うようになったときに、そこも活用できるかどうか、その辺のところだけ、どのような状況になっているのか聞きたいです。藤本委員長 大きくは2点ありましたけれども、いろいろな話も出ているというように思いますので、わかる範囲でお願いいたします。総務課長。

渡邊総務課長 まず、教育センター化の、要するにサポートセンターをもっとというような、この辺につきましては、今現在はA棟の2階につきましては、すべてこちらの教育委員会のほうでサポートセンター、適応指導教室というような形で、これは独占的に使わせていただきます。もちろん一般の方が来ても、このフロアを通過して3階に行くとかということは、これはご遠慮願いたいということをお願いはしてあります。

それからまた、外にあります農園的な使い方の部分、使っている所、こういうものにつきましても、やはりこの適応指導教室等がメインで使っていきますということで、この運営協議会のほうには了解を得ているという言葉がいいかどうかわかりませんが、こちらから申し入れて、現在はそのような使い方をしているということです。

それから今、教育長のほうから科学センターのことですが、これは来週の火曜日、2月13日に再度この運営協議会が開かれます。この委員会に移行する前に、協議会の中できちっとこういうことは市として、特に教育委員会の私としては言っていくべきというように思っております。それから教育長の業務命令も下っておりますので、その辺につきましてはこの協議会のほうには正式に申し入れをしていくということです。現在の状況では、いろいろな市の考え方、運営の方法等をこちらで提案をさせていただきますと、概ねわかりましたという

ことで受け入れておりますので、その辺、やはり子どもが中心のプログラムというか、そういうものであれば、向こうはすべて受けていくというのが現状です。

それからあと、教室の改造という点ですが、これはもちろん今現在これは案としてこういうようにしていきたいという協議会の案ですので、このとおりいくということではありません。もちろん、事前にこちらから「こういう科学センターで使う」ということを提言をすれば、この科学センターが使うのは旧理科室、要するにこの食育教室ということになっているところが旧理科室です。基本的には大規模な改造はしないと。要するにこの施設については現状のままで使うというのを原則としておりますので、この食育教室ということで使ったとしても、大きな改造はあり得ないというように思っております。

ただ、ひとつだけ、この図工室のスタッフルームというところだけは、これは協議会の考え方はある程度大きく変更したいということでの申し出は出ております。ですから、この辺については今、企画のほうを担当で窓口と言いますか、運営形態は企画が担っておりますので、来年度になる前にもう一度このスタッフルーム、あくまでもこれは中間報告の段階ですので、最終報告が出る前にこの辺の考え方、当初のコンセプト、今後のプログラム、こういうものを見合わせまして、どうしていくのかということが決定されるというように思っておりますので、施設管理者は教育委員会ですので、こういうものについては、やはりきちとした形で許可をする、しないということはこちらで考えていくべき問題ですので、やっていきたいというように考えております。ですから、科学センターの問題については、現状も使っておりますし、今後も使っていきますということで、これは特に問題はないというように思っております。

藤本委員長 教育長。

大澤教育長 そういうことで申し入れをしてもらいたいのですけれども、これは運営協議会がいろいろなことを考えるのですけれども、最終的に、教室を使ってもいいよ、いけないよというのは、教育委員会が判断ができるということなのかどうか、今のお話を確認したいのですけれども。

それと、先ほどの図工準備室、図工室、これはこの現況を見てもらうと水場だとか作業机、糸鋸だとか丸作業椅子だとか、これは科学センターだけではなくして、子どもたちがここでもって竹とんぼだとかいろいろなものを作ったりするのに非常にいい場所なので、スタッフルームも必要でしょうけれども、ほかに場所が求められるのならば、なるべく現状のこういう設備というのは残していただいて、ほかでもって確保していただくというような、そういう努力をしていただけるとありがたいなというように思うのですね。

それと、教育センターはA棟の2階というのは、これはやはり教育委員会のほうで、こうして見ると使っていただくと、専用で結構ですよということなのですけれども、これを拡大するという考え方は今のところできないですか。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 教育長と関連して、教育センター的構想というのは、今までずっと十何年来出し



ていてなかなか構想ができなかったのですけれども、これから教員の研修場所というのが非常に必要になってくる。例えば1年次研修、2年次とか、10年次研修とか、いろいろなそういう子どもを育てるための教員の育ちを高めるための施設というのが大変大事になってくるわけですね。そういう意味で、いま教育長から話があったように、今の適応教室の部分とこの準備センターみたいなこの形の中のものとは違った形で発想をしなければいけない。そのための、教育委員会として例えばある程度の構想を練って、そしてこの委員会に出して、この階とこの階はそういうものに使いたいんだというような構想を打ち出していくということができるとすれば、早急にそういうセンター方式、研究所的な方法での施設利用というのをこちらが発想して打ち出さない限りは、多分むこうは出てこないだろうなというように思いますので、できればそういう形で相手に呼びかけるというか、投げかける、そういう方法をとっていただければ、早くこういう研究センター的なものがつくりやすくなるというように思うのです。

私も何回か見ていますけれども、今、改造は一切されていませんで、部屋があって、ただ物が置いてあるというだけで、本当に何の変化もない教室の一室になっていますけれども、校庭なども草が生えていて、周りとの間の、理科のところにある雨の測定器のようなものがありますけれども、あれなども全部錆びてしまっていて、せっかくの今まで使っていたものがすべて使えなくなってきた、例えば教室の中も閉めきっていますから、部屋を閉めきるとどうしても校舎の中が傷むと同じように、だんだんそういう状況になってくるので、やはり使える所は使えるんだという発想の中で、今のような教育センター構想をこちらから打ち出していくことで、これは反対はないだろうと思うのですね。

このセンターといいますか、この広場というか、みらいパークをつくる時に地域の方たちは学校がなくなることで子どもたちの居場所がなくなってしまうのだと。それから、地域にこういう学校というのがなくなったことによって大変寂しいんだとか、いろいろなご意見があって、委員の方からもいろいろな話を聞いたことがありますけれども、そういうことであれば、教育施設プラス子どもの居場所という二面からもっと考えていっていただければいいかなと。だからこちらから、待つのではなくてもうちょっと積極的に、施設改良はこうしていきたいんだということを打ち出してほしいというように思います。

藤本委員長 いろいろありましたように、教育委員会の立場からすればいろいろな要望等がたくさん込められているわけですが、そういうところあたりの話を是非、総務課長、お願いします。

渡邊総務課長 それでは、今お答できる範囲のことについて簡単にお答えをさせていただきます。

この旧多摩川小学校の施設の使用の判断ということですが、原則的には内容の使用というものの使わせる、使わせないというような判断は、現在は運営協議会に諮っているというのが現状でございます。今後、19年度につきましては、今度は運営委員会という組織に替わっていきますが、使用するときには、いかに市、教育委員会としても、この2階の部分の特定

の場所は別としまして、そのほかの場所につきましては、やはりこの運営委員会のほうに「こういう形で使わせてください」みたいなスタンスでいくのかなというように思っております。あくまでも先に言いましたとおり、この施設は市民との協働で、それから将来的には自主運営をしてもらうんだという施設というように位置づけてありますので、その辺今後、市として教育委員会としてどういう形でそこへ持っていくのかというものは十分検討していかなければいけないのではないのかなというように思っております。

あと、先ほど牧野委員がおっしゃいましたように、例えば先生の研修場所、確かに最高の場所だと思います。そういう場所につきましては、例えば今の案ですが、A棟の3階の教室1、2、3、4というような形で、これはそのままの状況で残すと。今後ここにどういう備品を入れていくのかというのは、これはもちろん使い方によって机、椅子は当然備品として買っていく。もちろんこれは市の予算もあるでしょうし、この運営協議会のほうで資金というものは集める可能性もありますので、そういうものも含めて整えていくというように考えております。

特に、教育委員会としては今後、やはり市民にこちらから計画を出していくというスタンスはとっていきませんと、市民だけにこれだけ大きな施設を全部、日曜日から1週間全部活用というのは、これはとても無理だと思います。ですから、おもに今はまだ試行的にやっておりますので、ほとんどが土、日の利用のみですね。平日についてはほとんど何も使ってないという状況です。ですが、今後このプログラムというものの中をきちっと企画をしていけば、ある一定量の使用の活用は増えていくだろうと思っておりますが、それが本当にこの施設の有効利用かというような状況にまではなかなかいかないのではないかと思います。

そうなりますと先ほど言っているように、ある程度市からの利用方法も計画を出していったりヒアリングしながら、市とこの協議会との協働ということでやって、ある程度の部分については教育委員会が主導でやっていくことも必要かなと。もちろんそういう形でこちらメンバーとして、委員としては言っていくというスタンスをとりたいと思っております。

藤本委員長 最終的には、これはどこでその割り振りは決めるのですか。これは教育委員会で使って、科学センターでこれは使いますよという割り振りを最終的に決めるのはどこでしょうか。総務課長。

渡邊総務課長 それはやはりひとつのプログラムとしてですので、現在はこの運営協議会、将来的には運営委員会、ここが割り振りをしていくということになります。

藤本委員長 その委員には総務課長はメンバーとして入っているのですね。総務課長。

渡邊総務課長 現在の協議会にはなっておりますが、正式に19年度からスタートを、なるべく自主的なスタートをということを目指しておりますが、そのメンバーに私が入るかどうか、今現在、まだわかっておりません。

藤本委員長 教育部長、お願いします。

吉岡教育部長 非常に矛盾点があるわけですがけれども、ハード的な割り振りというような意

味合い、使い勝手の問題は誰がどこで決めるんだというような趣旨だと思っておりますが、これにつきましては、立川市の財産なんです。教育財産であるのですが、立川市の財産として、立川市として活用を図るといことが大儀ありまして、ですから、これは誰がどのように割り振るといようなことにつきましても、教育の財産であるので、当然教育も入ります。しかし、立川市の財産であり、立川市の目的に応じて活用するのだといような二面性がありまして、非常に矛盾しているところがあるといようなことで理解していただきたいと思っております。理解しにくいと思っておりますが、そんなところで、先ほどから出ている教育委員会としてのセンターをどうするんだかといようなことがありますが、たまたまここには旧多摩川小学校があります。それとあわせまして、旧庁舎もあります。そんな関係の絡みもあって、では、ここにある施設、またはここで活動する施設を旧庁舎に持ってくるのか、これについてはまた南口開発共同何とかといようなことがありまして、その辺のところは絡み合っているものがありまして、ですから誰がどこでどのように決めるんだといのは適格な答を出すのは難しいかなといことなのです。でも、これは必ず誰かがどこかでイニシアチブをとって、割り振りを決めるといようなことをしなければ、いつまでたっても力の関係でのとりっこになってしまいますので、そういうことがないような形で、立川市の全体の行政の進め方の中で落ち着かせていくといのが今言える範囲でございます。

藤本委員長 ありがとうございます。皆さん、今の部長のお話で基本的な考え方はわかりだと思っておりますが、私どもは教育委員会として多摩川小学校といのが頭に残っているものですから、どうしても教育施設を優先してとい気持ちが強いわけですけれども、その辺を、乗り遅れてしまわないように何かできるだけの手を打っていくようにお願いします。

はい、教育部長。

吉岡教育部長 あと1点、なぜ教育施設として位置づけておくかといことにつきましては、これは普通財産になりますとあその環境、乱れます。自由になります。教育施設のおかげでその範囲が限られてきますので、やはりこれは教育委員会としては環境の保全もありますから、譲れないところは正直言っております。ですから、そういった環境面に対しては教育財産として置いておいたほうが、これからの活用についても、環境破壊にもつながらないと考えます。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 単純な質問ですけれども、今までの経過をよく知らなかったものですから、このたまたがわ・みらいパークといのはこの小学校建物全体の名称なのでしょうが、それともプログラムといいますか、ソフトの部分のことを言っているのでしょうか。

藤本委員長 総務課長。

渡邊総務課長 これは建物、施設全体の名称といことです。ですから、例えば今は、電話は2本、適応指導教室で1本、それと旧多摩川小学校の管理をシルバー人材センターに委託をしております、旧事務室に詰めております。そこへの電話は、すべての対応については、

たまがわ・みらいパークですというように今後は変更していくというように聞いています。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 では、みらいパークの中に適応指導教室が入っているということですね。わかりました。

藤本委員長 教育長、よろしいですか。

大澤教育長 はい。

藤本委員長 それでは、この件については報告でございますので、これにて終了したいというように思います。

---

## 報 告

### (2) 中学校の教育課程における実施状況について

藤本委員長 つぎに報告(2)中学校の教育課程における実施状況について、指導課長、お願いします。

樋口指導課長 それでは、中学校における教育課程の実施状況ということで、本日も報告させていただくことは、1月25日に教育庁指導部から、東京都内のすべての公立小中学校の国語科書写、毛筆、硬筆の実施状況調査結果というものがまいりましたので、また、これは1月26日、新聞等でも報道されております。このことについてご報告をさせていただきたいというように思っております。

平成17年度における実施状況調査の中で、中学校、国語科書写、毛筆、硬筆、立川市9校の状況でございますけれども、まず書写、硬筆につきましては、未実施があった学年のある学校はゼロ校でございます。すべての学校で実施をしていました。書写の毛筆のほうでございますけれども、すべての学年で毛筆を実施した学校が2校、そして毛筆の未実施があった学年のある学校が7校ということでございます。これが調査結果でございます。

この書写、毛筆、硬筆についての指導等の経緯でございますけれども、11月上旬に、教育委員会といたしまして、各中学校に書写の履修状況、本年度また前年度の状況、本年度の11月上旬での履修状況ということで、指導課で電話で聞き取りを行いまして、その状況について11月8日、中学校校長研修会の中でその状況について報告をするとともに、学習指導要領に基づいて、参考資料等を用いた適正な書写の授業内容の実施ということを校長に指導いたしました。

また11月17日に、教務主幹会におきまして同様の内容について、これは教育課程の適正な実施ということで、これについては指導主事のほうから指導を行いました。

年が明けまして1月10日、校長会におきまして学校教育の指針の案をお示しする中で、指導課長より、確かな力を育成するための特色ある教育課程編成の中で、平成19年度の指針として、十分な授業時数の確保と同時に、適正な授業内容の実施ということで案として示しながら、校長に対して授業内容の適正な実施ということの指導を行いました。

また2月2日、校長会におきまして、教育長より再度、この適正な授業内容の実施という

ことで指導がございました。これは調査結果と同時に、教育委員会指導課で学校に対しての、指導していた状況でございます。

また、この状況調査でございますが、小学校においては書写、毛筆しかございませんけれども、17年度、18年度ともに、すべての学校で実施しているという報告でございます。18年度においては、中学校においてもすべての学校で書写、毛筆、硬筆を実施している。これは3月まで教育課程の編成、続きますので、その課程ではございますけれども、実施しているということでございます。

藤本委員長 ありがとうございます。

暫時、休憩いたします。

午後 3時15分休憩

---

午後 3時17分再開

藤本委員長 今の実施状況については、よろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 指導課長。

樋口指導課長 今の件で、誤解等があるといけませんのでご報告を追加させていただきますが、文部科学省の見解としまして、この国語科書写で毛筆が未実施であった、この捉え方でございますけれども、教科指導の一部内容が不十分であり、これは学習指導要領の指導計画と内容の取り扱いの問題であると。であるので、これはいわゆる未履修とは異なると。教科の指導内容の一部が不十分であったと。そのようなことが文部科学省の見解でございますので、よろしく願いいたします。

藤本委員長 という解釈のようでございますので、それをご理解ください。

---

## 報 告

### (3) 小学校での牛乳の違和感について

藤本委員長 つぎ、3番、4番と給食関係のものが出ておりますが、(3) 小学校での牛乳の違和感について、学校給食課長、お願いします。

佐島学校給食課長 では、2点ございますけれども1点目、小学校での牛乳の違和感について、ご報告いたします。

まず発生場所でございますけれども、市の小学校でございます。

発生日は1月30日。

内容につきましては、小学校給食の牛乳に違和感を感じたと。内容につきましては薄くて水っぽいというのが1校で、5年生、同クラスの者2名が出ました。

経過についてでございますが、まず、学校長から学校給食課のほうに、児童が牛乳に対して違和感を感じたと。児童には異常はないけれどもということで報告がございました。学校給食課といたしましては、直ちに学校に学校給食課3名が参りまして、その現物のものをと

っていただきましたので試飲をいたしました。また同時に業者も呼びまして、試飲をした結果は、特に異常は感じませんでした。

来た業者に対しましては、すぐ検査をして、検査結果を出すようにとの依頼を行いました。また学校長に対しましては、試飲の状況をご説明いたしまして、また、業者からの結果が出ましたらご連絡をいたしますということで終わりました。

課のほうに戻りまして、他校から同じような連絡がなかったかということを確認しましたがけれども、一切ございませんでした。この際、内容を検討いたしまして、牛乳等の停止の措置はしないということにいたしました。

2月1日になりますけれども、業者のほうから検査結果について「異常はない」との報告をいただきました。

この検査結果につきましては、次ページに業者の報告書がございます。ちょっと見ていただきたいのですが、2番に検査結果がございます。このところに乳脂肪分、その下に無脂乳固形分がございます。乳脂肪分が4.10、これは通常は3.5%以上ということで、通常より高い数値でございます。無脂乳固形分、これはたんぱく質とか炭水化物、ミネラル、ビタミン等でございますけれども、これにつきましても、左に手書きで書いてありますけれども、8.3%以上あればということで、だいぶ高い数値になっております。そういう意味において、薄かったというのはやはり個人差があるのかなということでございます。

今回は、前の経験を参考に対応ができたのかなと思っております。

牛乳の件は以上でございます。

藤本委員長 ご質問、ございますか。牧野委員。

牧野委員 2番の検査結果の中の、当該品のものと2つ、まだほかにありましたね。これは同じ日の牛乳を持って行って検査した結果の数値ですか。それと2本の当該品のものという、そういう分け方で検査したのですか。

藤本委員長 学校給食課長。

佐島学校給食課長 当該品は先ほど言いましたとおり、児童が飲みかけの部分で、そのあとの2つの部分は当日に同学校で児童が飲まなかった分、開披してない分がございましたので、その検査結果でございます。

藤本委員長 正確に報告してください。

佐島学校給食課長 あとの2品については、児童が飲まなかったもの、開披してないものを持ち帰りまして、検査して比べた結果です。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 当該品は2本ありますから、3本もしくは4本になりますか、その検査結果というようになりますか。そういう理解でいいですか。そういう理解ですと、当該品は2本あってしかるべきと思うのですけれども。

藤本委員長 学校給食課長。

佐島学校給食課長 この検査の当該品は2品でございまして、たぶんその表示が欠けたかな

と思います。LBHD/GA、これは全部同じ品でございます。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 当該品、そのつぎに書いてあるLBHDというのがありますね。これは同じものですね。だからこれが当該品のものであるという理解でいいですね。それから右側にあるのは同じ製品の中の違うものを持って行って検査をした、そういう理解でいいですか。

藤本委員長 学校給食課長。

佐島学校給食課長 そのとおりでございます。

藤本委員長 ということだそうです。よろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 ありがとうございました。

---

## 報 告

### (4) 小学校給食費の滞納状況について

藤本委員長 報告の(4)にいきます。小学校給食費の滞納状況について、学校給食課長。

佐島学校給食課長 2点目の小学校給食費の滞納状況について、ご報告いたします。

この件については、昨今マスコミを大変にぎわせております。立川市の状況についてご報告をさせていただきます。

まず立川市の未納額でございますが、ここに13年度から17年度という表で出させていただきましたけれども、一番右のほうに、現年未納率が0.4、0.6、0.3、0.4、0.7とございます。17年度が0.7と高くなっておりますけれども、この米印のところに記載がございますけれども、平成17年度は1校の納入1,108,501円が、納付が6月となりました。出納閉鎖期間が5月31日でありますので、実際は5月中に集めておりましたけれども、事務上の遅れで6月になってしまいまして、それを加えた金額は、現年度の未納額は差し引きますと1,611,015円で、現年未納率は0.4%となり、とくに増加はしておりません。

2の学校別・最高額・最低額でございますけれども、1校の最高額は人数としては29名でございますが550,175円、最低額は人数が2人で10,760円でございます。1人で滞納額、最高額は161,605円、これは14年度から17年度、だいたい4年間の部分の金額の累積でございます。最低額は3,220円、これは1ヵ月分の未納分ということでございます。兄弟等で納められない方が結構おられますので、それにつきましては、兄弟は15組31名います。2人の兄弟の場合は14組、3人の場合は1組ということで、その兄弟の場合の合計額が1,221,215円で、滞納額全体の約32%となります。なお、小学校20校ございますけれども、未納がない小学校が8校ございます。

つぎに未納者に対する対策でございますけれども、資料の一番後ろをご覧くださいと思います。立川市立小学校給食費取扱要綱でございます。この第11条の給食費未納の整理という条項でございますけれども、給食費の未納については、校長の責任においてその徴収について催告その他最善の対応並びに努力をした上で、給食費取りまとめの責任の及ばない長

期にわたる場合は、2年をもって収納消滅時効とする。当該条項は、民法第173条（二年の短期消滅時効にかかわる債権）を準用する。なお、当該児童が在学中又は卒業後などにおいても給食費徴収可能なときは、その限りではない、ということで、給食費の未納については、学校業務としてその徴収に努めています。

徴収方法といたしましては、保護者に対して口頭での催告や文書での督促、また個別訪問等を行って徴収に努めております。なお、中学校ではプリペイドカード方式ということで前払い方式ですので、滞納はございません。なお、不能欠損につきましては今、第11条でご説明いたしましたけれども、2年で消滅、時効成立としております。また、卒業生につきましてですが、兄弟が在席している場合は、継続して請求をしております。

5番の未納による不足額が生じた場合でございますけれども、食材料等の費用は保護者からの給食費でございます。未納額が増えますと運営に支障をきたします。今後も保護者、学校及び学校給食課が連携を図り、未納額の軽減に努めていきたいと考えております。

つぎに新聞等でも言われておりますけれども、滞納理由でございますが、立川市では統計的な調査はしておりませんけれども、納められる資力がある方がおるといことと、また、経済的な理由で納められない方もいるということで、なお、経済的な理由で納められない場合におきましては、就学援助制度を説明し、申請するように指導を行っております。

藤本委員長 何かご質問ございませんか。牧野委員。

牧野委員 よくわかりました。立川の場合は中学校は今お話があったようなプリペイドカード方式ですので、全くないのはわかりますけれども、6年間一銭も払わないでいって、2年間経ったら時効となると、こういうケースは立川にはあったのですか。たぶんゼロではないと思いますけれども。

それから、実は自校方式の中での非常に大きな課題は、単独校は、納めないかつぎの材料を自転車操業しなければいけない状況ですよね。そのときに納めた子どもへの影響というものもあるだろうというように推測されますけれども、その関わりはどのように判断したらいいのでしょうか。

藤本委員長 大変大事なことですが、学校給食課長。

佐島学校給食課長 まず6年間納めなかったという場合、おられると思うのですがけれども、その場合、先ほど言いましたけれども、一応2年間督促をいたします。そのあと、先ほど言いましたように不能欠損ということで、徴収不能ということで債権として落とします。ですから、兄弟がいれば別ですけれども、個人の場合は卒業してから2年経ちましたら不能欠損ということで、その金額は徴収できないとして落とします。

つぎに単独校でのことでございますけれども、先ほど20校中8校が未納がないと言いましたけれども、その8校の内、単独校は6校ございます。やはり単独校のほうが未納についての影響というのは大きいですから、やはり最善の努力をされているかと考えられます。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 もう1つは給食費が未納になった部分の、材料費を払いますね。そういう中での、



例えば 100 円のものがある、その 100 円のを調理するわけですね。ところが払わない子どもがいて、95 円ぐらいになってしまったと。その場合 5 円の欠損が出るわけですが、その 5 円の欠損が出て、95 円の中で操業していかなければいけないわけですね。そういう操業の仕方なのか、その 5 円をどこから捻出させなかったら、前もってと言いますか何と言うか、それを入れた 100 円の中でやっていくのか。そのところ、品物が全然違って来るだろうと、子どもたちの食べ物。その辺の影響というのは、どうやっているのでしょうか。うまくやっているのだと思いますけれども。

藤本委員長 細かいことのようにけれども、払った親からは何か出ているのではないのでしょうか。学校給食課長。

佐島学校給食課長 委員が言われましたけれども、例えでございますけれども、実際 100 円のものを作った場合でも、100 人いても 100 人分ということではなく、少し余分に作ります。ある程度の余裕をもって作りおきをしますので、対応ができています。

藤本委員長 暫時、休憩いたします。

午後 3 時 35 分休憩

---

午後 3 時 40 分再開

藤本委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。

牧野委員から、実態に関する質問が 2 点ございましたけれども、それについて、学校給食課長、説明をお願いします。

佐島学校給食課長 牧野委員の質問にお答えいたしますけれども、今のご質問の場合におきましては、献立を工夫し、対応を図っております。

藤本委員長 ありがとうございます。はい、古木委員。

古木委員 先ほど給食課長さんからご回答をいただきました中で、単独校の 8 校の中では 6 校はきちんと完納して、2 校のみと。一部に不払いがある。それから、小学校のほかの、センター方式の 12 校ではどうでしょうか。

藤本委員長 学校給食課長。

佐島学校給食課長 センター方式は今言われました 12 校ございます。その内 2 校が滞納がございません。残りの 10 校がございます。

藤本委員長 古木委員。

古木委員 実は、先月 1 月 31 日の朝日新聞の多摩版に、給食費の滞納についての各自治体の調査結果のようなものが一覧表で発表されておりました。

その中に、ほとんどの学校は振込みなのですが、中学はプリペイドですから別として、小学校で東村山市は未納がゼロであると。その理由は、指定口座への振込み方式にしている学校が多い中で、同市の小学校は、児童が給食袋で学校に持参する方式を続けている、こういう記事が出ておりましたが、立川市の小学校においては、例えばそういう未納率が高いところは、校長がそういうような形で、昔のように給食袋ですとか、そういうようなことをや

る学校はないのでしょうか。

藤本委員長 学校給食課長。

佐島学校給食課長 立川市の場合は20校すべて口座振替で納付をいただいております。

今の東村山市の件でございますけれども、昨日、ちょっとお話をしたのですけれども、児童が現金袋で学校に持ってくるということで、やはりそれなりの苦勞が。今、金融機関が学校に来てくれないそうなので、だいぶ収納業務については苦勞されているということをお伺いをいたしました。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 今の古木委員のあれで昔のことをふっと思い出したのですけれども、給食袋にお金を入れて持って来て、昔は銀行さんに待っていていただいて、全部整理すると。ただ、その間のやりとりは教員がやらなければいけないわけですね。そうすると、今の業務負担をさらに増やす形になってしまうということもあって、この徴収の方法を振り込み方式へと切り替えていったのだと思うのですね。

それを立川が逆に東村山方式をやってしまうと、昔に戻ってしまうということもあって、やはり一番本務である研修等の部分が欠けてしまうことも考えられますから、私は現在のよ様な形で通していきながら、さらに通知、はがき等を出しながら、納入を促すという手しか今はないのではないかなという気がするのですけれども、どうでしょうか。

藤本委員長 古木委員。

古木委員 今おっしゃったとおりで、給食があることによって、弁当方式でないおかげで先生方が生徒と一緒に給食を食べるということで、拘束時間が増えて、本来業務が犠牲になるという今のご指摘のとおりで、やはり私は今の方式がベストだと思います。

それから関連して、この朝日新聞の1月31日の記事には、2月の下旬に26市の学校給食担当の課長による会議が開かれる予定というようなことが書いてありますので、また、そういうところでいろいろと他市の状況がわかりましたら、ご報告いただければありがたいと思います。

藤本委員長 4番に不能欠損についてというので、2年間納付されなかった場合は民法第173条に基づいて時効成立ということが書いてありますが、小学校へ入って、6年間在学するわけですね。そうすると、例えば1年生、2年生全然払わなかった。3年生になったらどうなるのですか。学校給食課長。

佐島学校給食課長 これは、在学中はこの時効は中断していると解釈して、卒業してから2年という解釈でやっております。

藤本委員長 その場合に、督促とか何かをするのかどうかということを是非聞かせてください。学校給食課長。

佐島学校給食課長 滞納されている方にはすべて文書やまた口頭で督促、催告を実施しております。在学生につきましてもやっております。

藤本委員長 それは2年間で打ち切りでなくて、卒業するまでと。

佐島学校給食課長 はい。

藤本委員長 是非お願いします。いろいろ実態がわかってきました。少ないからいいというものではありませんけれども、未納がない学校が8校もあるのですから、是非こういうような方向で努力していただきたい、このように思います。ありがとうございました。

---

#### その他

##### (1) 市民交流大学(仮称)の正式名称の候補について

藤本委員長 4番その他に入ります。(1)市民交流大学(仮称)の正式名称の候補について、生涯学習課長。

府中生涯学習課長 それでは、その他の1件目でございますが、市民交流大学(仮称)の正式名称の候補についてということで、お手元に資料をお渡しをしております。

候補一覧ということで候補を出しております。ご説明をさせていただきます。

候補の選出過程、下段の のところをお目を通していただきたいのですが、名称は市民公募をさせていただきますして、8月10日号の広報に掲載をし、名称の締め切り日までおいて、応募名称数が57件、応募者が18名、18名で57件あったというようにご理解いただきたいと思っております。

そして、平成19年になりまして、立川市生涯学習推進本部幹事会、第5回幹事会、第4回幹事会等々で意見交換をし、幹事会において、57件のノミネートされた候補から、幹事会からは6件の候補選出をしていただきました。同じく、1月20日に市民交流大学市民推進委員会、仮称でございますが、その準備委員会の第7回委員会において候補を選出いただきました。選出候補が右側でございますが5件ございます。これが2つの機関から選出された正式名称の候補でございます。

このつぎの経過でございますが、この2つの機関から候補を出していただいた名称を、今後開催する生涯学習推進本部、本部長は市長でございますが、その中で最終的に1点、正式名称を決定をいただくということを考えてございます。

本日、教育委員の会議がありますので、きょうご用意させていただきました。できれば、こちらの中から2点、こういう名前が自分としてはいいのではないかと候補推薦をしていただければ大変ありがたいと。閉会時に私のほうが回収させていただきます。

藤本委員長 これは全く新たなものではなくて、この中から選ぶということでございますね。生涯学習課長。

府中生涯学習課長 18名から57件の候補名称を推薦いただきました。その57件から2つの機関がこれを選びました。したがって、最終的にはここに入っている名称で立川市は決定するということになりますので、教育委員さんにおいても、この箱の中に入っているネーミングから2つをお選びください。帰りがけまでに、私はこれを推薦するというのに丸をつけて、私のほうで回収したいなと思っております。

藤本委員長 だいぶ前になりますが、「大学」という名称は使えないんだということを聞いた

ことが頭に残っているのですけれども、それは構わないのでしょうか。生涯学習課長。  
府中生涯学習課長 基本的には大学という名前を使う場合は、施設とか建物とか、そういうものを付随してつくったものについては、学校教育法第1条に規定する大学という規定がございます。そういうものについては、名前は制限がございます。

それ以外に、機構とか機能とかいう形で大学名、例えば市民大学というのが市町村にございますが、そういう名前は、形は伴ってないということでございますので、これについては学校教育法の第1条、規定する大学ではないということで、使用していいとは書いておりませんが、そういうように指摘は受けないというように。

藤本委員長 わかりました。ありがとうございます。

ということで宿題を出されましたけれども、皆さんよろしくお願ひします。

---

#### その他

藤本委員長 その他の2番に入ります。教育部長。

吉岡教育部長 それでは、その他の2番ということで報告をさせていただきます。

既にご承知のとおりと思ひますが、改正の教育基本法、これが現在教育関連三法のほうで今国会の成立をとということで議論されております。そんな中で、先般、手元に届きましたので各教育委員さんのほうにお渡ししてございます。釈迦に説法でございますけれども、今回のおもな、具体的な改正点、これについて指導課長のほうから、若干説明をさせていただきますというように考えております。指導課長、お願ひします。

藤本委員長 指導課長。

樋口指導課長 短時間にいたします。まず教育の目標ということで、前文第2条でございますけれども、現行の教育基本法の精神を踏まえつつ、公共の精神、伝統と文化を尊重、我が国と郷土を愛する、こういう内容が新設をされております。

新たに追加された事項といたしましては、第3条、第4条、第11条、生涯学習の理念や生涯教育の充実、幼児教育等、そういう部分でございます。

それから、つぎに学校教育、これは第6条でございますけれども、ここで、教育を受ける者が学校生活を営むうえで必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行わなければならない。このような文言は学校教育の現実、現在のいじめの問題でありますとか、学力をめぐる問題でありますとか、そういうことを考えますときに、学校教育の現実に即応した内容というように感じられます。

つぎに、家庭教育につきましては第10条でございます。家庭教育においては、保護者に第一義的な責任のあることが明確にされた。

また、最後にいたしますが、教育行政というところで第16条、第17条でございます。国と地方公共団体は適切に役割分担と相互協力を行う。そのために国は教育振興基本計画を策定するとともに地方公共団体は地方教育振興の基本計画を策定する。このようなところが改正基本法の非常に雑駁な部分でございますけれども、具体的な観点が盛り込まれているとい

うところで今お話をさせていただきました。

藤本委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 ありがとうございました。

本日予定した議題は最初にお話を申し上げた議案2件を除いては全部終了したと思いますが、既に4時近くとなっております。ここで皆さんにお諮りいたします。

立川市教育委員会会議規則第10条の規定より、会議時間は4時までとなっております。本日の会議時間は1時間延長したいと思うのですが、異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 ありがとうございました。それでは、申し訳ありませんが、1時間だけ延長させていただきます。

それでは、最初に申し上げましたように、議案(1)及び(2)を審議いたしますが、皆様にお諮りいたします。これらは人事案件ということですので、秘密会とするのが適当と思いますが、皆さん、いかがでございますか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 異議なしというように受け止めさせていただきます。ですので、議案(1)及び(2)につきましては、秘密会とさせていただきます。

暫時、休憩いたします。

午後 3時55分休憩

---

午後 4時12分再開

藤本委員長 それでは、休憩を解いて、会議を再開いたします。

---





---

午後 4時34分再開

藤本委員長 休憩を解いて、再開いたします。

ただいま秘密会において、市立学校校長候補者あるいは市立学校副校長の候補者の内申についてを議題として協議いたしました。無事に終了いたしました。

---

藤本委員長 その他、何かありますか。小林委員。

小林委員 簡単に報告です。

きのう、八王子市の教育委員会主催の講演会に行ってきたのですが、夜回り先生、水谷修先生の講演でした。その講演も市民会館いっぱいの方、お客さんで、講演内容もとても胸を打つものがありました。一番心に残ったのが、水谷先生が一番自慢していることは、今まで子どもを怒ったことがない、叩いたこともない、叱ったことがないというようなことをおっしゃっていましたので、まるで本当に子どもを救うために生まれてきたような、神様のような人だな、なんて感じました。

それで、その講演の前に30分ほど特別支援教育の説明が教育委員会のほうからありまして、パワーポイント使ってほんの30分ぐらい、映像を見せながらの説明でしたけれども、講演会を聞きに来た方が、特別支援の説明があるということを知って来たか、知らないかわからないですけれども、チラシには書いてないのですが、でも講演の前ということで、皆さんすごく真剣に特別支援の話も聞いていらしたので、そういう広め方もあるのかなというように思いました。

小学生から中学生、高校生もいました。障害者もお年寄りの方もいましたし、いろいろな方が集っているところで特別支援のお話をするということは、理解が広がりますので、すごくいいことだなというように思っていて、立川でもいろいろな方法を考えていただけたらなというように思います。特別支援というのは、やはり本人とか先生だけではなくて、周りの



保護者とか地域の人たちの理解も大事ですので、そういう理解を求めるような場を積極的につくっていかなくてはいけないのではないかなというように思いました。

藤本委員長 ありがとうございます。

もう1件、2月2日の日に六小で発表会がございましたけれども、同じ日に教育委員会連合会の50周年の研修会がございまして、島田課長と2人で行ってまいりました。各市みんな来ておりまして、行ってよかったなと。立川はゼロなどということがなくてよかったなと。島田課長、そのときのことを一言何かお話ください。

島田学務課長 内容的には子どもをどういうように受け止めるかということが中心だったのですが、そういう内容で、今後の特別支援のことも考えていく必要があるということで、大変参考になりました。ありがとうございました。

藤本委員長 私も勉強してきました。今どきは暗闇から石ころを投げるような奴がいるんだと。ですから防ぎようがないところがあるけれども、やはりそういうのは社会性が足りないんだね。元をただと育ちが悪いんだね、このような話が非常に強く印象に残りました。

ということで、これからも重なることが多いのですが、連合会の会がいつも木曜日というのがほとんどなのですね。この辺がどういうことなのかなと、うちと重なる原因だろうというように思いますので、これも今後の問題だろうというように思います。

以上で本日の会議はすべて終了いたします。次回は2月22日、13時30分からということでお願いいたしますので、よろしく申し上げます。

---

#### 閉会の辞

藤本委員長 以上で第3回教育委員会定例会を終了します。長い間ご苦労さまでした。

午後 4時39分閉会

署名委員

.....

委員長